

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」素案(概要版)

令和3年11月1日版



教育・文化スポーツ常任委員会資料4-2
令和3年(2021年)11月10日(水)
教育委員会事務局生涯学習課

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

- ・本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進する計画

2. 計画の位置づけ

- ・「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
- ・「第3期滋賀県教育振興基本計画（滋賀の教育大綱）」、「これからの滋賀県立図書館のあり方（平成30年3月策定）」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
- ・「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標に資する計画

3. 計画の対象等

本計画において「視覚障害者等」は、視覚障害、盲ろう障害、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者とする。なお、障害手帳の有無は問わない。

また、「書籍」とは雑誌、新聞その他刊行物を含む。

4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）

5. 計画の推進体制と進行管理

- ・市町関係部局、図書館等と連携、福祉・障害者団体、関係者との連携・協力
- ・定期的な点検および評価

6. 「SDGs」との関係

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組

- ・平成30年「マラケシュ条約」の締結の承認、「著作権法」の改正
- ・令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）成立
- ・令和2年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定

2. 滋賀県における取組

県立視覚障害者センター

視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とし、点字図書や録音図書の貸出し・製作、IT機器の利用支援等を実施。

県立図書館

活字を読むことが困難あるいは図書館利用に障害がある者への読書支援として、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料や拡大読書器・再生機器などの機器類の整備のほか、郵送サービスや対面朗読等を実施。

県内市町立図書館への様々な形態の資料や機器類の貸出支援。

3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービス

- ・アクセシブルな書籍
- ・アクセシブルな電子書籍等
- ・インターネットを利用したサービス（サビ工図書館など）
- ・代読、対面朗読

アクセシブルな書籍：点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布の絵本、LLブックなど、
視覚障害者等が利用しやすい書籍

アクセシブルな電子書籍等：音声読み上げ対応の電子書籍、デジタル図書、オーディオブック、テキストデータなど、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等

サビ工図書館：視覚障害者等が録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って利用できる、インターネット上の電子図書館

4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

- ・音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少なく、専門書や実用書が少ない。
- ・出版された書籍等からアクセシブルな書籍等を製作するのには時間がかかり、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- ・図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要。
- ・障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要。
- ・点訳・音訳などのボランティア人材が不足している。
- ・視覚障害者等に読書や図書館を身近に感じてもらう事が必要。
- ・視覚障害者等の読書に関する様々なサービスについて当事者・支援者に一層の周知が必要。
- ・読書支援機器は高額な製品が多く、個人での購入は負担がある。
- ・デジタル図書等やサビ工図書館を利用するのにICT機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要。
- ・サービス提供側が個々の障害の特性を理解し、ニーズを把握する必要がある。

第3章 目指す姿と基本方針

※第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味する

目指す姿

障害の有無にかかわらず
読書を通じて豊かな人生を
送れる滋賀

基本方針

～読書を通じたネットワークでつながりあう～

基本方針Ⅰ 「そろえる」「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

基本方針Ⅱ 「とどける」どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

基本方針Ⅲ 「ささえる」自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

第4章 施策の展開

基本方針

基本方針Ⅰ

【そろえる】

「読みたい、
選びたい」が
かなうよう
書籍等を
充実させます

基本方針Ⅱ

【とどける】

どこに住んで
いても利用
できるよう
書籍等を
提供します

基本方針Ⅲ

【ささえる】

自分にあった
読書ができるよう
書籍等の活用を
支援します

重点施策

1 書籍等の収集・製作

- ・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館における利用者の実情に合わせた書籍等の充実
- ・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける書籍等の情報収集、利用者や公共図書館への情報提供
- ・県立視覚障害者センターにおける書籍等の製作と提供、サビ工図書館へ寄与
- ・書籍のテキストデータの提供について国への要望および県内出版社へ働きかけ

2 書籍等の製作の支援

- ・多様な主体による製作がおこなわれるよう、県立視覚障害者センターと連携し、センターがこれまで培ってきた書籍等の製作ノウハウを、公立図書館、関係する施設・団体と共有

3 書籍等の製作人材の養成

- ・県立視覚障害者センターにおける、県立図書館、書籍等を製作する施設・団体等と連携した、点訳者、音訳者など書籍等の製作人材の養成
- ・点訳・音訳等のボランティアの継続的な活動と広がりのための活動紹介

4 書籍等を提供するための連携強化

- ・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける書籍等の情報提供や公共図書館への書籍等の貸出しを通じた支援
- ・県立図書館および県立視覚障害者センターにおけるサビ工図書館および国立国会図書館のサービスに関する周知と利用促進
- ・視覚障害者等、支援者、関係機関での定期的な意見交換と新たなネットワークの形成

5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実

- ・図書館等における、わかりやすい書籍等の設置や館内表示など、視覚障害者等が利用しやすい環境整備
- ・県立図書館、県立視覚障害者センターとの連携による、県立学校図書館の読書環境整備のための取組推進
- ・児童生徒が図書館等を円滑に利用できるよう、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性を学校へ周知

6 書籍等の利用支援

- ・県立視覚障害者センター、県立図書館、ICTサポートセンター等における、読書支援機器やサビ工図書館等を利用するための支援および情報提供
- ・県立視覚障害者センターおよび県立図書館における、書籍等の利用に必要な読書支援機器の設置や貸出
- ・県立視覚障害者センターにおける、読書支援機器の購入についての相談や情報提供

7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成

- ・司書、司書教諭・学校司書を対象とした様々な障害の特性への理解を深めたり、障害の特性に応じた対応等についての研修の実施
- ・特別支援学校及び特別支援学級の教員や学校司書等を対象とした、書籍等や読書支援機器の利用方法等についての研修の実施

8 県民への周知

- ・障害の特性に応じた様々な読書の形があり、誰もが読書を楽しめる「読書バリアフリー」を県民に広く周知
- ・視覚障害者等およびその支援者への、書籍等や様々な読書の手段、公共図書館および県立視覚障害者センターで提供しているサービスについての周知

読書を通じたネットワークでつながりあう